

令和 9 年度語学指導助手業務委託仕様書

目 的

国際化社会に対応する教育施策の一環として小中学校の外国語教育活動の指導業務を委託することにより、児童生徒に外国語や外国の文化・生活に触れる機会を提供し、外国語に慣れ親しむとともに、外国語等によるコミュニケーション能力を向上させ、国際感覚を養う。

1 業務委託の名称

令和 9 年度語学指導助手業務委託

2 委託予定期間

令和 9 年 4 月 1 日～令和 1 2 年 3 月 3 1 日

3 履行場所

町内小中学校

4 履行日数

土・日曜日を除く週 5 日を原則とする。

(授業日数は、年間 2 0 0 日程度、変更については適宜協議するものとする。)

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する祝日及び年末年始、学年末等の町内学校休業期間を除く。なお、学校行事等で配置の必要があり双方が合意する場合、土曜日、日曜日、祝日及び休業期間中に配置することも可能とする。

5 履行時間

履行時間は、原則として午前 8 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分の間（学校教育活動の時間内に児童・生徒に直接指導を行った時間及び授業の打合わせ時間）とする。学校行事等により、業務開始及び終了時刻が前後する場合は、受託者と協議し、調整を行う。

6 受託者の業務内容

- (1) 町立小学校・中学校への語学指導助手の配置
- (2) 教育委員会、学校と語学指導助手との連絡体制の整備
- (3) 学校側の要望、苦情等の把握及び対応
- (4) 語学指導助手のスケジュール等に係る連絡調整
- (5) 語学指導助手の服務指導、労務管理及び健康診断の実施
- (6) 語学指導助手の勤務評価・授業指導力の評価及び研修の実施
- (7) 英語教育に関する研究協力

- (8) 語学指導助手が疾病等の理由で所定の業務を行うことができない場合、または語学指導助手が外国語指導を行ううえで、必要な適性を欠くと認められる場合など、交代が必要な場合の迅速かつ適切な対応
- (9) 教員に対する研修
- (10) 英語教材・教具の開発や提供
- (11) その他、委託者と受託者が合意する業務

7 語学指導助手の配置予定人数

学校数から換算して4名程度の業務量とする。

8 語学指導助手の業務内容

- (1) 小中学校の英語活動授業における指導補助業務
小中学校の公開授業・研究授業への協力
- (2) 授業指導案及び教材作成補助業務
英語試験問題の作成、宿題等の添削等への協力
授業の反省、分析、評価と情報提供及び学習指導に関するノウハウの提供
- (3) I C Tを活用した学習支援業務
受託者は、事前に委託者及び各実施校との十分な打ち合わせの上、下記に記載するオンライン授業を対象学年1クラスにつき年3回実施すること。
 - ①オンライン授業内容は、学習指導要領や本町の使用教科用図書に対応した内容とし、事前に教育委員会及び学校と打合せを行うこと。
 - ②業務の履行にあたり指導内容等について、教育委員会及び学校等と十分な打ち合わせを行うこと。
 - ③オンライン授業に学校内で使用するI C T機器に関しては、基本的に各学校にあるものを使用するものとし、またその接続に関しては、委託業務履行担当者を中心に、教育委員会や各学校が協力をする。
 - ④児童生徒3人から5人程度に対して、オンライン講師1人が対応するグループレッスン、または児童生徒1人に対してオンライン講師1人が対応するマンツーマンレッスン形式で実施すること。
 - ⑤実施日当日、円滑にオンライン授業が実施できるよう、I C T機器の取り扱い及びレッスン実施者との連絡・調整に優れた者（以下サポーターという）を学校に配置し、確実に実施できる体制を整えるものとする。2回目以降のサポーター配置については教育委員会や学校が認めた場合は遠隔による対応も可とする。
 - ⑥オンラインを活用した授業運営方法や指導方法等について、教員研修を実施すること。その他オンラインコンテンツの作成、オンラインによる学習支援

(4) 課外活動支援業務

部活動への参加、個別指導等の支援業務

中学校英語研究会主催の事業への協力

日本英語検定等、各種検定の指導

スピーチコンテストにおける判定、指導（年2回、土曜日）

夏季・冬季休業中の研修会（各2日程度）

学校の主催する文化祭、体育祭等における指導

(5) 学校教員に対する研修業務

(6) 月例業務実施報告書の作成提出

(7) その他、委託者と受託事業者が合意した業務

(8) 小規模特認校として特色ある教育活動を実施する金杉小学校においては、上記仕様に
加え、学校の「特色ある教育活動」が効果的に実施できるよう支援すること。

9 語学指導助手の要件

- (1) 日本で就労に係る手続きをすべて整え、在留資格を有するものであること。
- (2) 学校保健安全法及び労働安全衛生法に定める健康診断を受診し、心身ともに健康であると認められた者であること。
- (3) 大学以上の教育機関の卒業者で、国内外を問わず英語を使用した就労経験がある者、または、外国語としての英語教育に関する資格、能力を有する者。
- (4) 日本人教諭と意思疎通が図れるとともに、学校教育に携わることに適していること。
- (5) 他者を介さずともスムーズにコミュニケーションがとれる日本語のレベルであること。（日本語能力検定3級以上の日本語レベルを有する）または、日本語を習得する強い意欲をもっていること。
- (6) 配置校に親族が在籍していないこと。
- (7) 金杉小学校に配置する語学指導助手については、小学校低学年にも対応できるよう日本語での会話が可能な者を配置すること。

10 指導計画に基づく指導

- (1) 受託者は、各校における指導業務を受託するにあたり、委託者が提示した指導計画書に基づき、円滑かつ効果的に業務が遂行できるよう語学指導助手と十分な調整を図り目的達成に努めること。
- (2) 委託者は、指導計画書に変更が生じる場合、その旨を速やかに受託者に通知する。

11 履行確認

月例業務実施報告書を提出することにより行う。

12 支払方法

業務履行確認後、請求に基づき月ごとに支払う。

13特記事項

- (1) 業務履行にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (2) 語学指導助手の業務の履行場所までの交通費は、委託料に含まれること。
- (3) 天災、事故、法令違反等の語学指導助手の各種トラブルについては、受託者が責任をもって対応すること。
- (4) 受託者は、語学指導助手が業務上知り得た秘密を第三者に漏らさないように指導の徹底を図ること。
- (5) 欠席・遅刻・早退等の対応については、業務開始時間の前に各学校と相互に連絡調整すること。
- (6) 1週間以上連続する年休については、業務に支障のないよう、夏季、冬季、春季休業期間中に取得するよう努めるものとする。
- (7) その他、この仕様書に定めのない疑義が生じた場合は、松伏町と協議のうえ別途定める。